

(参考様式 1 4)

健康保険法等の一部を改正する法律（平成 1 8 年法律第 8 3 号）附則第 1 3 0 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第 2 6 条の規定による改正前の旧介護保険法第 1 0 7 条第 3 項各号の規定に該当しない旨の誓約書

年 月 日

福 山 市 長 様

所在地
申請者 名 称
代表者職・名前

健康保険法等の一部を改正する法律（平成 1 8 年法律第 8 3 号）附則第 1 3 0 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第 2 6 条の規定による改正前の介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「旧介護保険法」という。）第 1 0 7 条第 3 項各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

(旧介護保険法第 1 0 7 条第 3 項)

都道府県知事は、第 1 項の申請があった場合において、当該療養病床病院等が次の各号のいずれかに該当するときは、第 4 8 条第 1 項第 3 号の指定をしてはならない。

- (1) 第 1 1 0 条第 1 項に規定する人員を有しないとき。
- (2) 第 1 1 0 条第 2 項に規定する指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な介護療養型医療施設の運営をすることができないと認められるとき。
- (3) 当該療養病床病院等の開設者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (4) 当該療養病床病院等の開設者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (4) の 2 当該療養病床病院等の開設者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (4) の 3 当該療養病床病院等の開設者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく 3 月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納している者であるとき。
- (5) 当該療養病床病院等の開設者が、第 1 1 4 条第 1 項又は第 1 1 5 条の 3 第 6 項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第 1 5 条の規定による通知があった日前 6 0 日以内に当該法人の役員又はその開設した療養病床病院等の管理者であった者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない療養病床病院等である場合においては、当該通知があった日前 6 0 日以内に当該療養病床病院等の管理者であった者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護療養型医療施設の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護療養型医療施設の開設者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護療養型医療施設の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- (6) 当該療養病床病院等の開設者が、第 1 1 4 条第 1 項又は第 1 1 5 条の 3 第 6 項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第 1 5 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第 1 1 3 条の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該指定の辞退の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。
- (6) の 2 当該療養病床病院等の開設者が、第 1 1 2 条第 1 項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第 1 1 4 条第 1 項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見

込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該療養病床病院等の開設者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第113条の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該指定の辞退の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

- (7) 第6号に規定する期間内に第113条の規定による指定の辞退があった場合において、当該療養病床病院等の開設者が、同号の通知の前日60日以内に当該指定の辞退に係る法人(当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくはその開設した療養病床病院等の管理者又は当該指定の辞退に係る法人でない療養病床病院等(当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該指定の辞退の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (8) 当該療養病床病院等の開設者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- (9) 当該療養病床病院等の開設者が、法人で、その役員又は当該療養病床病院等の管理者のうちに第3号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- (10) 当該療養病床病院等の開設者が、法人でない療養病床病院等で、その管理者が第3号から第8号までのいずれかに該当する者であるとき。

(旧介護保険法第203条の2)

この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、指定都市及び中核市においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市(以下「指定都市等」という。)が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として、指定都市等に適用があるものとする。